

諮問番号：平成29年度諮問第34号

答申番号：平成29年度答申第35号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、保護の変更処分に係る部分は棄却し、その余の請求は却下されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、平成29年4月分から同年7月分までの各月の保護費が前年の保護費に比較して減額された原処分（生活保護変更処分等）は、次の点において、違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 生活扶助費が内訳も示されないまま減額となったため、生活必需品が購入できなくなり、日本国憲法で保障される健康で文化的な人間らしい生活ができなくなったことから、前年度の保護費に戻すべきである。
- (2) 障害者には、障害者加算の認定があり、生活扶助費の減額の影響は少ないが、健常者には加算がないにもかかわらず、一律に生活扶助費を減額とすることは一種の差別である。

2 処分庁の主張の要旨

平成29年4月分から同年7月分までの各月の保護費は、保護基準に基づいており、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、生活保護法及び同法の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 原処分は、審査請求人の満年齢が70歳に達したことに伴う基準生活費の減額及び冬季加算の支給対象月が経過したことに伴う同加算額の減額により、それぞれ保護基準に定めるところに基づいて行われているから、審査請求人の最低生活費の算定に違法又は不当な点は認められない。

なお、原処分のうち、保護の変更にあたらない保護費の支給に係る審査請求は、直接審査請求人において何らかの権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められる処分とは認められず、審査請求をすることができる「処分」には当たらない。

- 3 以上のとおり、原処分のうち、保護の変更にあたらない保護費の支給に係る審査請求は、不適法であるから却下されるべきであり、その余の請求は、適法

かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年11月9日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月14日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。

また、同法の委任に基づいて厚生労働大臣が定めた基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示され、年齢によって生じる需要の差は第1類に、冬季加算は世帯共通的な経費として第2類においてそれぞれ考慮されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定められていることが認められ、この点について特段の不合理な点は見受けられない。

そこで本件についてみると、原処分のうち、保護の変更を伴う処分（平成29年4月分及び同年5月分の保護の変更処分）は、審査請求人の満年齢が70歳に達したこと及び冬季加算の支給対象月が経過したことを理由として、それぞれ行われたものであり、この取扱いは、保護基準に定める基準生活費を適用して行われたものであるから、この点に違法又は不当な点は認められない。

なお、原処分のうち、保護の変更を伴わない保護費の支給（平成29年6月分及び同年7月分）については、直接審査請求人において何らかの権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められる処分とは認められず、審査請求をすることはできないから、不適法である。

したがって、原処分のうち、保護の変更を伴う処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求のうち、保護の変更処分に係る部分を棄却し、その余の請求を却下するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美